

# 令和6年度 若狭町スタートアップ支援補助金 募集要領

## I 事業

### 1 目的

若狭町スタートアップ支援補助金は、社会変化に対応した新たな取り組みにかかる経費の一部を補助することで、地域の課題解決や町の魅力向上につながる事業が創出されることを促し、新たな創業や新ビジネス創出による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2 対象事業

下記のいずれにも該当する事業

- (1) 町の魅力向上に資する事業内容であること。
- (2) 社会変化に対応し、次代を見据えた事業内容であること。
- (3) 事業の実現性が高く、持続可能な運営体制であること。

### 3 補助対象者

わかさ東商工会に加盟する町内事業者のうち、創業者（創業後5年以内）、または、新事業（日本標準産業分類の中分類以上が異なる業態）を行う既存事業者。

ただし、次の者は対象外とする。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業及び公序良俗に反する事業を営む者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団である民間事業者等又は同条第6号に規定する暴力団員が役員等（会社等であるときは役員等、その他経営及び運営に実質的に関与している者をいう。以下「自己等」という。）である者
- ・ 自己等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしている者
- ・ 自己等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- ・ 自己等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

定義）民間事業者等…企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体

### 4 補助対象経費

令和6年4月1日から事業が完了する日までに支出した経費

※事業は令和7年3月31日までに完了すること

経費区分	内 容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、その他必要と認められる経費
商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要と認められる経費

ただし、上記経費に係る消費税及び地方消費税額は、補助対象経費から除く。

## 5 補助率・補助金額

補助対象経費の額に応じて、次の補助率・補助額の区分を選択する。

補助上限額	
個人	500万円
法人	1,000万円
補助率	
40%	
奨励枠加算	10%

地域課題の解決に資する事業を奨励枠として、補助率を10%加算する。

## 6 事業実施方法

事業は、事前公募制とし、別に定める日までに事前に応募した事業について、若狭町役場観光商工課及び有識者において厳正に審査し、採用が決定した事業について交付申請できるものとする。

若狭町は交付申請事業について、内容を審査し、交付を決定する。

## II 事業スケジュール

時期	手続等	備考
<b>【応募・申請】</b> 随時 ※予算上限に達し次第、応募受付を終了する	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">①応募書類の提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">②書類審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">③採否の連絡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">④交付申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑤交付決定</div>	* 応募書類を作成し、観光商工課へ提出  * 事業内容を審査、採否決定  * 不採択となった場合も計画を練り直して再申請が可能（2回まで）  * 申請者→観光商工課 * 観光商工課で審査  * 観光商工課→申請者
<b>【事業実施】</b> 令和6年 4月1日～	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑥事業実施</div>	* 必要に応じて事業変更申請 * 支払い等は全て完了
<b>【実績・支払】</b>  3月末日まで	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">⑦実績報告書提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">⑧額の確定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">⑨補助金請求</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑩補助金支払</div>	* 補助事業者→観光商工課  * 観光商工課→補助事業者  * 補助事業者→観光商工課  * 観光商工課→補助事業者

### Ⅲ 応募・審査

#### 1 補助事業者の手続き

補助を申請する者は、補助事業に関する応募書類を作成し、若狭町役場観光商工課に提出する。応募受付は随時行うが、予算上限に達し次第、受付を終了する。

#### 2 応募書類

- ①事業計画書
- ②申請事業者を確認できる書類（定款等）
- ③その他事業を説明する資料

#### 3 提出先・提出方法

提出先：若狭町役場 観光商工課

提出方法：電子データで提出 [kankou@town.fukui-wakasa.lg.jp](mailto:kankou@town.fukui-wakasa.lg.jp)

#### 4 審査

応募資料について、若狭町役場観光商工課及び有識者において審査する。

#### 5 審査のポイント

- ・町の魅力向上に資する事業内容であるか
- ・社会変化に対応し、次代を見据えた事業内容であるか
- ・事業の実現性が高く、持続可能な運営体制であるか